

認定申請書作成例（様式8 相続税納税猶予）

※これはあくまで1つの例示です。

※詳しくは経営承継円滑化法施行規則及び申請マニュアル等で確認してください。

様式第8

認定申請書
(施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合)

平成29年7月1日

認定申請日。
なお、申請の期間は相続開始の日の翌日から8ヶ月を経過する日です。

中国経済産業局長 殿

郵便番号 330-9715
会社所在地 広島市中区上八丁堀 6-30
会社名 中国経済産業株式会社
電話番号 048-600-0323
代表者の氏名 代表取締役 中国 継男



中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（同法施行規則第6条第1項第8号の事由に係るものに限る。）を受けたいので、下記のとおり申請します。

複数の事業を行っている場合でも、主たる事業を1つ記載してください。
特に、中小企業者の定義において、製造業その他/卸売業/小売業/サービス業などが半別できるように記載してください。

相続認定申請基準日とは、相続開始の日の翌日から5ヶ月を経過する日（応当日）です。

(a)(e)欄は、厚生年金保険加入している人数を記載してください。
(b)(f)欄は、厚生年金保険の加入対象外で健康保険のみ加入している人数を記載してください。（例：70歳以上の従業員または役員）
(c)(g)欄は、社会保険加入対象外の常時使用する従業員数を記載して下さい。（例：75歳以上の従業員）
なお、平均的な従業員と比べて労働時間が4分の3に満たない短時間労働者などは含みません。
(d)(h)欄は、(a)(b)または(c)(f)でカウントした方のうち役員の数に記載してください（申請会社における全従業員の数ではありません）。
なお、役員とは、株式会社の場合には取締役、会計参与及び監査役を指しますが、使用人兼務の方は含みません。
<添付書類5>でそれぞれの時点での人数を確認します。
申請マニュアルP4へ参照

相続開始の日の翌日から10か月を経過する日が土日祝日の場合は、これらの日の翌日（平日）になります。

記

1 特別相続認定中小企業者

主たる事業内容	精密機械部品の製造	
資本金の額又は出資の総額	100,000,000円	
相続の開始の日	平成29年1月1日	
相続認定申請基準日	平成29年6月1日	
相続税申告期限	平成30年11月1日	
常時使用する従業員の数	相続の開始の時 (a)+(b)+(c)-(d)	相続認定申請基準日 (e)+(f)+(g)-(h)
	100人	98人
	厚生年金保険の被保険者の数 (a)	(e)
	95人	96人
	70歳以上75歳未満である健康保険の被保険者の数(*1) (b)	(f)
7人	5人	
70歳以上であって(*1)に該当しない常時使用する従業員の数 (c)	(g)	
1人	0人	
役員（使用人兼務役員を除く。）の数 (d)	(h)	
3人	3人	
施行規則第16条の確認（施行規則第17条第1項又は第2項）	確認の有無	有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>
	確認の年月日及び番号	平成23年1月18日

確認書右上に二段書きで記載のものです。確認年月日は下段に記載しております。確認書の交付を受けている場合には記載して下さい。

確認書右上に二段書きで記載のものです。番号は上段に記載しております。

平成27年4月1日以降

相続認定申請基準事業年度とは、以下①～③に該当するすべての事業年度です。

①相続開始の日からみて直前の事業年度

②相続認定申請基準日の翌日からみて直前の事業年度

③①と②の間の各事業年度

申請マニュアルP29へ参照

このケースでは平成28年3月期と平成29年3月期の2期が該当しますので、まず、1期目(平成28年3月期)の状況について記載します。

<添付書類6>で資産の内容などを確認します。

申請マニュアルP18へ参照

有価証券とは、金融商品取引法第2条第1項の有価証券及び同条第2項のみなし有価証券が該当します。

内容欄は、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、銘柄ごとに分けて数量などを記載して下さい。

帳簿価額欄は、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄は、期中に受け取った配当金や分配金などのほか、期中に売却をした場合の対価も含まれます。

不動産とは、土地、借地権、建物、建物と一体不可分の付属設備及び建物と同一視できる構築物が該当します。

内容欄は、申請会社の資産のうち上記に該当するものすべてを、所在・面積及び移動がわかるように具体的に記載して下さい。

利用状況欄は、申請会社が事業用として使用しているか否かがわかるように記載して下さい。

(自ら使用の例：

本社、支店、工場、従業員宿舍

自ら使用でない例：

販売用土地、賃貸マンション、役員住宅、遊林地)

帳簿価額欄は、それぞれについて期末簿価で金額を記載してください。

運用収入欄は、期中の賃貸料収入などのほか、期中に売却をした場合の対価も含まれます。

の変更の確認をした場合には 変更後の確認)に係る確認事項		(平成22・12・10中国第1号)		
特定代表者の氏名		中国 創一		
特定後継者の氏名		中国 継男		
新たに特定後継者となること が見込まれる者の氏名		無し		
相続認定申請基準事業年度(平成27年4月1日から平成28年3月31日まで)における 特定資産等に係る明細表				
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入
有価証券	特別子会社の 株式又は持分 (*2)を除く。)	/	(1) 10,000,000円	(12) 0円
	資産保有型子 会社又は資産 運用型子会社 に該当する特 別子会社の株 式又は持分 (*2)		(2)	(13) -円
	特別子会社の 株式又は持分 以外のもの		(3) 2,000,000円	(14) 90,000円
	A社の株式 20,000株		1,000,000円	10,000円
不動産	現に自ら使用 しているもの	自己使用 (本社事務 所)	(4) 100,000,000円	(15) 0円
			広島市中区上八 丁堀6-30所在の 土地 600㎡のうち 3分の2部分	
			同上所在の建物 のうち1F部分	
			上記に係る建物 付属設備(電気 工事)	
	広島市中区吉島 東3-3所在の借 地権 150㎡	自己使用 (従業員宿 舎)	120,000,000円	6,000,000 円
同上所在の建物				
上記に係る建物 付属設備(電気 工事一式)				
	30,000,000円			
			1,000,000円	

現に自ら使用していないもの	広島市中区上八丁堀6-30 所在の土地 600㎡のうち3分の1部分	第三者に賃貸(中国経済物流株本社及び役員住宅)	(5)	50,000,000円	(16)	360,000円	
	上記所在の建物 上記に係る建物付属設備(電気工事一式)		2,500,000円	250,000円			
	広島県東広島市鏡山3-11 所在の建物	遊休物件		50,000,000円		0円	
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的とするもの	-	(6)	-円	(17)	-円	
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフクラブ会員権	投資目的	(7)	3,000,000円	(18)	0円
		Dリゾート利用権	遊休資産		1,000,000円	0円	
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的とするもの	-	(8)	-円	(19)	-円	
	事業の用に供することを目的としない有するもの	絵画E	観賞用	(9)	0円	(20)	3,000,000円
現金、預貯金等	現金及び預貯金その他これらに類する資産	/	(10)	100,000,000円	(21)	0円	
			200,000,000円	0円			
				30,000,000円	10,000円		
				20,000,000円	0円		
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等(施行規則第1条第12項第2号ホに掲げるものを)	短期貸付金	中国創一に対する短期貸付金	(11)	5,000,000円	(22)	0円
		未収入金	中国経済物流株に対する未収入金		30,000,000円	0円	

同一の土地・建物の中に、自社利用している部分とそうでない部分がある場合は、床面積割合など合理的な方法により按分をして記載して下さい。

この記載例では、さいたま市所在の不動産について、1階を自ら使用し、2階を関係会社及び役員に賃貸しているため、同一不動産を床面積割合で按分し、自ら使用欄と自ら使用していない欄とに分けて記載しました。

ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利において、事業の用に供する目的のものには、例えばゴルフ会員権販売事業者が保有する在庫などが該当します。

絵画、彫刻、工芸品その他の文化的所産である動産、貴金属、宝石において、事業の用に供する目的のものには、例えば宝石販売事業者が保有する在庫などが該当します。

期中において資産を売却した場合の記載例です。

この例では、絵画Eを3百万円で売却したため、期末の帳簿価額は0円となり、運用収入として売却対価3百万円を記載しました。

現預金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産のうち現金や各種預貯金ばかりでなく、これらと同視しうる積立金なども該当します。

貸付金及び未収入金その他これらに類する資産とは、申請会社の資産(債権)のうち、経営承継相続人及びその同族関係者に対する預け金や差入保証金、立替金なども該当します。

利用状況欄には、当該貸付金・未収入金の債務者氏名又は会社名を記載して下さい。

	いう。) に対する貸付金及び未収金その他これらに類する資産	未収入金	CHUGOKU Co.Ltd. に対する未収入金	20,000,000円	0円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 514,750,000円		特定資産の運用収入の合計額	(25)+(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 3,470,000円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000円		総収入金額	(26) 500,000,000円	
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間(相続の開始の日前の期間を除く。)に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額	剰余金の配当等		(27) —円		
	損金不算入となる給与		(28) —円		
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=[(23)+(27)+(28)]/[(24)+(27)+(28)] 51.4%		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 0.6%	
総収入金額(営業外利益及び特別利益を除く)			450,000,000円		
相続認定申請基準事業年度(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)における特定資産等に係る明細表					
種別	内容	利用状況	帳簿価額	運用収入	
有価証券	特別子会社の株式又は持分((*)2を除く。)	中国経済物流(株)の株式200株	(1) 10,000,000円	(12) 0円	
	資産保有型子会社又は資産運用型子会社に該当する特別子会社の株式又は持分(*)2)		(2) 円	(13) 円	
	特別子会社の株式又は持分以外のもの		(3)	(14)	
	A社の株式20,000株		0円	3,000,000円	
	B投資信託		1,000,000円	10,000円	
	F社の株式10株		3,000,000円	0円	

資産の帳簿価額の総額欄には、貸借対照表の資産の部の合計額(貸倒当金などを計上している場合は引当前の金額)を記載して下さい。

総収入金額欄には、損益計算書の(売上高)+(営業外収益)+(特別利益)の合計額を記載してください。
ただし、期中に固定資産や有価証券などの売却がある場合は、損益に関わらず売却対価を直してから金額を加算し、当該年度の総収入金額を算出して下さい。

この記載列では、期末日以前の5年間(H23.4.1~H28.3.31)が全て相続開始の日(H29.1.1)前なので、該当する期間がありません。
なお、損金不算入となる給与とは、経営承継相続人及びその同族関係者に対して期中に支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額に算入されない金額です。

総収入金額から、会社計算規則(平成18年法務省令第13号)第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いた金額を記載して下さい。

この記載列では、前述のとおり相続認定申請基準事業年度が2期該当したので、2期目の内容についての特定資産明細表を挿入し作成しました。
相続認定申請基準事業年度が1期の場合は表の挿入の必要はありません。
なお、これ以降、前述した欄を省略します。

期中において、有価証券を3百万円で売却した場合の記載列です。

不動産	現に自ら使用しているもの	広島市中区上八丁堀 6-30 所在の土地 600 m ² のうち 3分の2 部分 同上所在の建物 のうち 1F 部分 上記に係る建物 付属設備(電気 工事)	自己使用 (本社事 務所)	(4) 100,000,000 円 4,800,000 円 480,000 円	(15) 0 円
		広島市中区吉島東 3-3 所在の借地権 150 m ² 同上所在の建物 上記に係る建物 付属設備(電気 工事一式)	自己使用 (従業員 宿舎)	120,000,000 円 28,000,000 円 950,000 円	6,000,000 円
	現に自ら使用していないもの	広島市中区上八丁堀 6-30 所在の土地 600 m ² のうち 3分の1 部分 上記所在の建物 のうち 2F 部分 上記に係る建物 付属設備(電気 工事一式)	第三者に 賃貸(中 国経済物 流株本 社及び 役員住 宅)	(5) 50,000,000 円 2,400,000 円 240,000 円	(16) 360,000 円
		広島県東広島市鏡山 3-11 所在の建物	遊休物件	0 円	40,000,000 円
ゴルフ場その他の施設の利用に関する権利	事業の用に供することを目的として有するもの	-	-	(6) - 円	(17) - 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	Cゴルフクラブ会 員権 Dリゾート利用権	投資目的 遊休資産	(7) 3,000,000 円 0 円	(18) 0 円 100,000 円
絵画、彫刻、工芸品その他の有形の文化的所産である動産、貴金属及び宝石	事業の用に供することを目的として有するもの	-	-	(8) - 円	(19) - 円
	事業の用に供することを目的としない有するもの	-	-	(9) - 円	(20) - 円
	現金及び預貯金その他これ	現金		(10) 100,000,000 円	(21) 0 円

期中において、不動産を4千万円で売却した場合の記載列です。

期中において、施設利用権を10万円で売却した場合の記載列です。

現金、預貯金等	らに類する資産	当座預金 保険積立金		200,000,000円 50,000,000円	0円 10,000円
	経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者等（施行規則第1条第12項第2号ホに掲げるものをいう。）に対する貸付金及び未収入金その他これらに類する資産	短期貸付金	中国継男 に対する 短期貸付 金	(11) 5,000,000円	(22) 0円
		未収入金	中国経済 物流(株)に 対する未 収入金	30,000,000円	0円
		未収入金	CHUGO KU Co.Ltd. に 対する 未収入金	10,000,000円	0円
特定資産の帳簿価額の合計額	(23)=(2)+(3)+(5)+(7)+(9)+(10)+(11) 454,640,000円		特定資産の運用 収入の合計額	(25)=(13)+(14)+(16)+(18)+(20)+(21)+(22) 43,480,000円	
資産の帳簿価額の総額	(24) 1,000,000,000円		総収入金額	(26) 500,000,000円	
相続認定申請基準事業年度終了の日以前の5年間（相続の開始の日前の期間を除く。）に経営承継相続人及び当該経営承継相続人に係る同族関係者に対して支払われた剰余金の配当等及び損金不算入となる給与の金額			剰余金の配当等	(27) 0円	
			損金不算入となる給与	(28) 0円	
特定資産の帳簿価額等の合計額が資産の帳簿価額等の総額に対する割合	(29)=[(23)+(27)+(28)]/[(24)+(27)+(28)] 45.4%		特定資産の運用収入の合計額が総収入金額に占める割合	(30)=(25)/(26) 8.6%	
会社法第108条第1項第8号に掲げる事項について定めがある種類の株式(*3)の発行の有無			有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
(*3)を発行している場合にはその保有者	氏名（会社名）		住所（会社所在地）		
総収入金額（営業外利益及び特別利益を除く）			450,000,000円		

この記載列では、2期目の相続認定申請基準事業年度末日以前の5年間（H24.4.1～H29.3.31）のうち相続開始の日（H29.1.1）前の期間が除かれますので、H29.1.1～H29.3.31の約3ヵ月間が該当しました。

剰余金の配当欄は、該当期間中に経営承継相続人及びその同族関係者に対して剰余金や利益の配当をした場合に、その合計金額を記載してください。

損金不算入給与欄は、当期中に経営承継相続人及びその同族関係者に対して支払われた給与のうち、法人税法第34条及び第36条の規定により損金の額を算入されない金額があった場合に、その合計金額を記載してください。

なお、損金不算入となった金額が、いつの支払い日の給与から算出すべきか特定できない場合は、事業年度に対する該当期間の日数按分で算出してください。

申請マニュアルP20～参照

拒否権付種類株式（いわゆる黄金株）について記載してください。

総収入金額から、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第88条第1項第4号に掲げる営業外収益及び同項第6号に掲げる特別利益を除いた金額を記載して下さい。

2 被相続人及び経営承継相続人について

総株主等 議決権数	相続の開始の直前	(a)	1,000個	
	相続の開始の時	(b)	1,000個	
被相続人	氏名	中国 創一		
	最後の住所	広島市中区上八丁堀 6-30		
	相続の開始の日の年齢	78歳		
	代表者であった時期	昭和60年4月1日から平成22年3月31日		
	代表者であって、同族関係者と合わせて申請者の総株主等議決権数の100分の50を超える数を有し、かつ、いずれの同族関係者(経営承継相続人となる者を除く。)が有する議決権数をも下回っていないなかった時期(*)	平成2年4月1日から平成22年3月31日		
	(*)の時期における総株主等議決権数	(c)	1,000個	
	(*)の時期における同族関係者との保有議決権数		(d)+(e)	875個
			((d)+(e))/(c)	87.5%
	(*)の時期における保有議決権数及びその割合		(d)	600個
			(d)/(c)	60.0%
	(*)の時期における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
		中国 妻子	広島市中区上八丁堀 6-30	(e) 100個 (e)/(c) 10.0%
		中国 継男	広島市中区上八丁堀 6-30	(e) 100個 (e)/(c) 10.0%
		広島 長女	広島市中区吉島東 3-3	(e) 25個 (e)/(c) 2.5%
中国経済物流(株)		広島市中区上八丁堀 6-30	(e) 50個 (e)/(c) 5.0%	
相続の開始の直前における同族関係者との保有議決権数の合計及びその割合		(f)+(g)	875個	
		((f)+(g))/(a)	87.5%	
相続の開始の直前における保有議決権数及びその割合		(f)	600個	
		(f)/(a)	60.0%	
相続の開始の直前における同族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合	
	中国 妻子	埼玉県広島市中区上八丁堀 6-30	(g) 100個 (g)/(a) 10.0%	
	中国 継男	埼玉県広島市中区上八丁堀 6-30	(g) 100個 (g)/(a) 10.0%	
	広島 長女	広島市中区吉島東 3-3	(g) 25個 (g)/(a) 2.5%	
	中国経済物流(株)	広島市中区上八丁堀 6-30	(g) 50個 (g)/(a) 5.0%	

申請会社が発行する株式総数に係る議決権の数を記載してください。
自己株式や完全に議決権のない種類株式などは含みません。
申請マニュアルP7参照

代表者が
①代表者であった
②同族関係者と合わせると総議決権の過半数を占めていた
③同族関係者(経営承継相続人となる者を除く。)の中で最も多く議決権を有していた
①~③をすべての条件を満たしていた時期を記載してください。

(*)の時期のうち、任意の日の状態について記載してください。
この日における株主名簿の写しを<添付書類2-①>で添付します。

申請会社の議決権を保有する同族関係者が複数いる場合は、欄を追加して各々記載してください。

相続開始の直前に被相続人と同族関係者が保有していた議決権の数です。

相続開始の直前に被相続人が保有していた議決権の数です。

経営承継 相続人	氏名	中国 継男				
	住所	広島市中区上八丁堀 6-30				
	相続の開始の直前における被相続人との関係 (親族内・外)	親族内 (長男)				
	相続の開始の日の翌日から5月を経過する日 における代表者への就任の有無	■有 □無				
	相続の開始の直前における役員への就任の有 無	■有 □無				
	相続の開始の時における同族関係者との保有議決権 数の合計及びその割合	(h)+(i)+(j) 875個		(h)+(i)+(j)/(b) 87.5%		
	保有議決 権数及び その割合	相続の開始 の直前	(h) 100個 (h)/(a) 10.0%	被相続人か ら相続又は 遺贈により 取得した数 (*1)	(i) 600個	
		相続の開始 の時	(h)+(i) 700個 ((h)+(i))/(b) 70.0%			
		(*1)のうち租税特別措置法第70条 の7の2第1項の適用を受けようと する株式等に係る数(*2)			567個	
		(*2)のうち相続認定申請基準日まで に譲渡した数			0個	
相続の開 始の時に おける同 族関係者	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割 合			
	中国 妻子	広島市中区上八丁 堀 6-30	(j) 100個 (j)/(b) 10.0%			
	広島 長女	広島市中区吉島東 3-3	(j) 25個 (j)/(b) 2.5%			
	中国経済物流 (株)	広島市中区上八丁 堀 6-30	(j) 50個 (j)/(b) 5.0%			

相続開始前から代表者に就任して
いる場合も、「有」にチェックして下
さい。

納税猶予対象とした議決権の
数を記載してください。
なお、納税猶予対象株式の上限は、
経営承継相続人が相続の結果有する
こととなった議決権が制限のない株
式に係る議決権数がその総数の3分
の2に達するまで(小数点以下切り
上げ)となります。
(1,000個×2/3=1000×0.666...=666.666...
個が上限)

納税猶予の適用を受けようとする
株式を、経営承継相続人が親手放
した場合に記載してください。

3 相続の開始の時以後における特別子会社について

区分	特定特別子会社に <u>該当</u> / 非該当		
会社名	中国経済物流株式会社		
会社所在地	広島市中区上八丁堀 6-30		
主たる事業内容	運送業		
資本金の額又は出資の総額	50,000,000円		
総株主等議決権数	(a)	1000個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	中国 継男	広島市中区上八丁堀 6-30	(b) 800個 (b)/(a) 80.0%
	中国経済産業(株)	広島市中区上八丁堀 6-30	(b) 200個 (b)/(a) 20.0%

議決権を有する株主(特分会社の場合は社員)を、欄を迫するなどして全て記載して下さい。

区分	特定特別子会社に 該当 / <u>非該当</u>		
会社名	CHUGOKU Co.Ltd.		
会社所在地	1-1 shintoshin central street...USA		
主たる事業内容	製造業		
資本金の額又は出資の総額	50,000\$		
総株主等議決権数	(a)	50,000個	
株主又は社員	氏名(会社名)	住所(会社所在地)	保有議決権数及びその割合
	中国 次男	広島市中区上八丁堀 6-30	(b) 25,000個 (b)/(a) 50.0%
	中国経済産業(株)	広島市中区上八丁堀 6-30	(b) 25,000個 (b)/(a) 50.0%

特定特別子会社とは、特別子会社のうち、申請会社ならびにその代表者及び当該代表者に係る同族関係者(当該代表者等と生計を一にする親族等)が保有する議決権をすべて足すと、総議決権の過半数に達する会社を指します。

申請マニュアルP31~参照

作成した申請書に以下の添付書類を添付して申請してください。

<添付書類0>認定申請書の写し

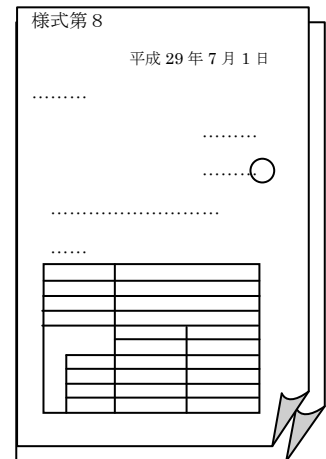
- ・作成した認定申請書（様式第8）の写しをクリップ止めで添付して下さい。（袋綴じは不要です。）

[注意] 申請書正本とは別に、申請書写しを添付して下さい。

確認書は申請書の写しに袋綴じして交付します。

申請者控えが必要な場合は、これとは別に作成してください。

申請書記載に当たって、例えば特定資産明細表等の記載について別紙を参照させる場合はその「別紙」も一緒に添付してください。



<添付書類1>相続認定申請基準日時点における申請会社の定款の写し

- ・会社に保存している相続認定申請基準日において有効な定款の写しを添付してください。
- ・この写しに、認定申請日付けで原本証明をしてください。

[注意] 定款のみなし変更事項など定款条文を改訂していない場合は、その変更事項を記載した書類も必要となります。

<原本証明の例>

この写しは、相続認定申請基準日（平成29年6月1日）における当社定款の原本と相違ないことを証明します。

平成29年7月1日

中国経済産業株式会社
代表取締役 中国 継男



<添付書類2-①>被相続人が代表者であった時における申請会社の株主名簿の写し

- ・被相続人が相続の開始の直前において代表者でない場合には、申請書（様式第8）の作成において記載した「(*)の時期の任意の日」時点の株主名簿の写しを添付してください。
- ・この写しに、認定申請日付けで原本証明をしてください。

<添付書類2-②>相続開始の直前における申請会社の株主名簿の写し

- ・会社に保存している相続開始の直前（例：死亡の前日）の株主名簿の写しを添付してください。
- ・この写しに認定申請日付けで原本証明をしてください。
- ・持分会社の場合は、当時の定款の写しを添付してください。

<添付書類2-③>相続開始の時ににおける申請会社の株主名簿の写し

- ・会社に保存している相続開始の時（例：死亡当日）の株主名簿の写しを添付してください。
- ・この写しに、認定申請日付けで原本証明をしてください。
- ・持分会社の場合は、当時の定款の写しを添付してください。

[注意] 申請をする時までには、被相続人が所有していた当該申請者株式について遺産分割の協議が済んでいるはずですので、相続開始の時（例：死亡日当日）の株主名簿は株式の移動が行われた形になります。

<添付書類2-④>相続認定申請基準日における申請会社の株主名簿の写し

- ・会社に保存している相続認定申請基準日の株主名簿の写しを添付してください。
- ・この写しに、認定申請日付けで原本証明をしてください。
- ・持分会社の場合は、**<添付書類1>**で添付した定款で出資者を確認します。

The image shows four identical sample forms for a stock register titled '中国経済産業(株) 株主名簿'. Each form contains a table with 4 columns and 5 rows. Below the table is a dashed box labeled '原本証明' (Original Proof) with a red circular stamp containing the character '印' (Seal) to its right. The dates for each form are: 平成22年3月31日現在, 平成28年12月31日現在, 平成29年1月1日現在, and 平成29年6月1日現在.

<添付書類3>申請会社の登記事項証明書

- ・申請会社の登記簿謄本を添付してください。

[注意] 相続認定申請基準日以降に取得したものに限りません。

- ・謄本のコピー不可。
- ・経営承継相続人が相続開始前から役員に就任していたことがわかるもの。
- ・経営承継相続人が相続認定申請基準日までには代表者に就任していたことがわかるもの。
- ・被相続人が相続の開始の直前において代表者でない場合には、代表者であった旨の記載のあるもの（履歴事項または閉鎖事項）。

<添付書類4-①>遺産分割協議に関する書類等

- ・株式等に係る遺言書の写し、遺産分割協議書の写し又はその他の当該株式等の取得の事実を証する書類（株主名簿書換請求書等の写し）を添付して下さい。
- ・遺産分割協議書の写しは、当該相続に係る全ての共同相続人及び包括受遺者が自署し、自己の印を押しているものに限ります。
- ・この写しに、認定申請日付けで原本証明をして下さい。

<添付書類4-②>相続税の見込額に関する書類

- ・相続又は遺贈により取得した株式に係る相続税の見込額及び納税猶予見込み税額を記載した書類を添付して下さい（様式自由）。
- ・「相続税の申告書」の第1表、第8の2表及び第8の2表の付表1でも構いません。

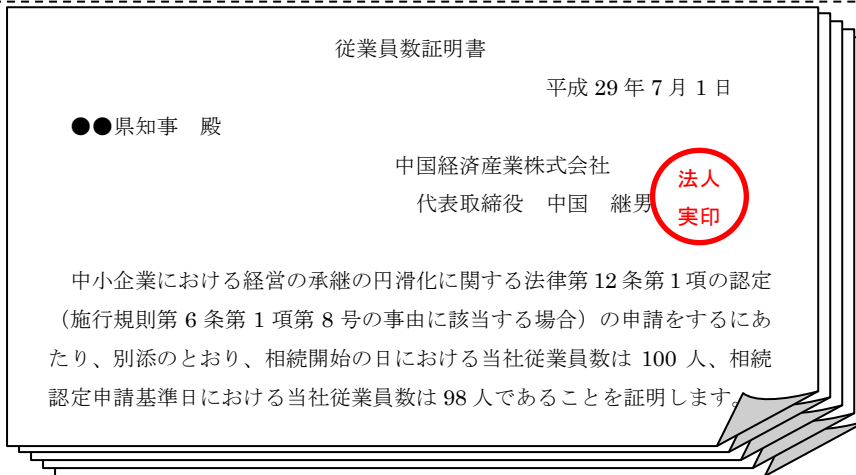
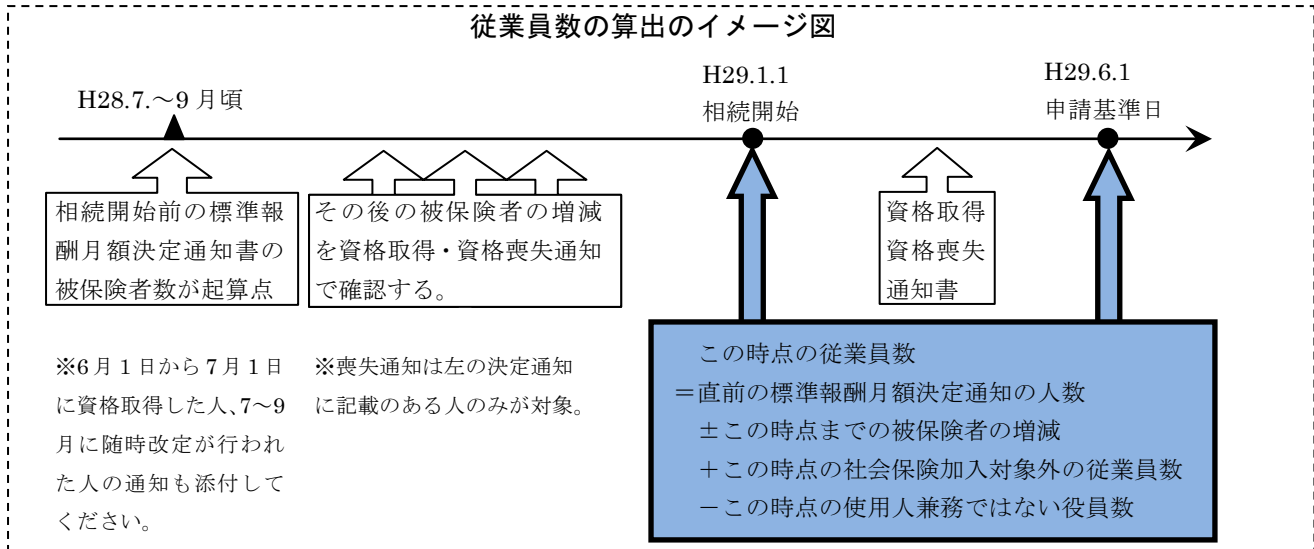
[作成のポイント]

○以下の事項が記載されていること。

- ・1株当たりの評価額がいくらか
- ・経営承継相続人がどれだけ相続又は遺贈するか
- ・通常通り相続税を払うとした場合の相続株式に係る相続税額相当分はいくらか
- ・納税猶予を受けようとする相続税額がいくらか

<添付書類5>相続開始の日及び相続認定申請基準日における従業員数証明書

- ・以下の手順に沿って必要書類を添付してください。
 - 【手順1】まず、相続開始の日からみて直前に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」（当該通知の対象になっていない方に係る「(同)改定通知書」を含む）の写しを添付してください。
事業所ごとに通知を受けている場合はすべての事業所について添付します。
 - 【手順2】次に、上記標準報酬月額決定の手続きをして以降、相続認定申請基準日までの間に被保険者の増減があった場合に日本年金機構等から通知を受けた「健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書」の写しまたは「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」の写しを時系列に揃えてすべて添付してください。
なお、相続認定申請基準日までの間に「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬月額決定通知書」の通知（【手順1】の翌年度分）を受けた場合は当該通知書の写しも添付します。
 - 【手順3】手順1及び手順2で揃えた各通知書に記載された方のうち、申請会社の役員については、その旨が分かるマークなどを付記してください。（例：役員→**⑥** 使用人兼務役員→**⑧**）
 - 【手順4】厚生年金保険または健康保険のいずれにも加入対象となっていない従業員（例：75歳以上の従業員）がいる場合には、その方に関する雇用契約書（2月を超える雇用であること及び正社員並みの雇用形態であることがわかるもの）及び給与明細書（相続開始の日または相続認定申請基準日前後のもの）の写しを添付してください。
 - 【手順5】厚生年金保険または健康保険の加入対象者に使用人兼務役員がいる場合は、使用人としての職制上の地位がわかる書類や、雇用保険に加入している事がわかる書類などを添付してください。
 - 【手順6】手順1～5の作業によって明らかになった、相続開始の時及び相続認定申請基準日それぞれの時点における常時使用する従業員の数を明記した書類（様式自由）を表紙に添付してください。



<添付書類6-①>相続認定申請基準事業年度の決算関係書類等

※ここでは、資産保有型会社に該当しない要件（総資産に占める特定資産の割合が70%未満）または資産運用型会社に該当しない要件（年度総収入金額に占める特定資産運用収入の割合が75%未満）のすべてを満たしている申請者について添付書類の例示をしています。よって、資産保有型会社に関する要件または資産運用型会社に関する要件は満たしていないが事業実態要件（施行規則第6条第2項）を満たすことで認定申請を行う場合は、次の<添付書類6-②>をご覧ください。

- ・相続認定申請基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類などを添付してください。（以下は株式会社の場合）
 - 貸借対照表
 - 損益計算書
 - 株主資本等変動計算書
 - 個別注記表
 - 事業報告書
 - 減価償却明細表（固定資産台帳）
 - 勘定科目内訳書
 - 法人税申告書別表4

- ・また、認定申請書に記入した特定資産明細表を裏付ける書類として、ケースに応じて以下の書類も添付してください。

[解説] 特定資産に関する審査において当局では、申請書に記入した特定資産明細表のうち“特定資産ではないもの”（**二重枠線**の外側のもの）を中心に審査をしています。

認定申請書の特定資産明細表の有価証券の項目において「特別子会社の株式または持分（*2）を除く」欄に記入をした場合

- 当該事業年度末日現在における当該特別子会社の株主名簿の写し（原本証明付き）
- 当該事業年度末日以降の履歴記載のある登記事項証明書
- 当該事業年度末日の翌日からみて直前の当該特別子会社の事業年度に関する特定資産明細表（認定申請書の特定資産明細表を参考にして作成してください）及び決算関係書類等（**<添付書類6-①>**で掲げた必要書類に準じます。）、または、**<添付書類6-②>**で掲げた必要書類に準じた書類

[注意] 特別子会社の特定資産明細表の有価証券の項目において、当該特別子会社の特別子会社の株式又は持分がある場合は、当該株式又は持分はいかなる場合でも特定資産には該当しません。

認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において「現に自ら使用しているもの」欄に記入をした場合

- 当該不動産を自ら使用していることがわかる書類（会社パンフレット、所在地等が確認できる外観写真、地図など）

認定申請書の特定資産明細表の不動産の項目において、1つの物件を「現に自ら使用しているもの」欄と「現に自ら使用していななもの」欄とに按分して記入した場合

- 当該不動産の一部に関する賃貸借契約書
- 合理的な按分を行ったことがわかる書類（建物図面、按分計算書（任意様式）など）

期中に資産（有価証券、固定資産など）の売却があった場合

- 当該資産の譲渡価格がわかる書類（領収書、総勘定元帳など）

<添付書類6-②>相続認定申請基準事業年度の決算関係書類等に代わる書類

※ここでは、資産保有型会社に関する要件（総資産に占める特定資産の割合が70%未満）または資産運用型会社に関する要件（年度総収入金額に占める特定資産運用収入の割合が75%未満）のすべてを満たしていないが、事業実態要件（施行規則第6条第2項）を満たすことで認定申請を行う申請者について添付書類の説明をします。よって、資産保有型会社に関する要件及び資産運用型会社に関する要件のすべてを満たしている場合は、前述の**<添付書類6-①>**をご覧ください。

- ・施行規則第6条第2項で規定する事業実態要件を満たしている場合には、**<添付書類6-①>**で掲げた**相続認定申請基準事業年度（当該基準年度が複数ある場合は各期）に関する決算関係書類に加え、以下の書類を添付してください。**

- 相続開始の日前3年以内に終了した各事業年度の決算関係書類及び事業報告書
- 本社、事業所、工場など従業員が勤務するための物件を所有または賃借していることがわかる書類（所有の場合：当該不動産に係る登記事項証明書、賃借の場合：賃貸借契約書 など）
- 商品販売、資産貸付、役務提供などの業務を相続開始の日まで引き続き3年以上行っていることがわかる書類

(売買契約書、請負契約書、賃貸借契約書など。1つの業務(契約)が3年にわたっていない場合は複数の業務(契約)を組み合わせ、3年以上継続的に業務があったことを示してもよい。)

[注意] 決算関係書類及び事業報告書は3期分とは限りません。

<例>毎年9月決算で相続開始日が平成28年8月1日(相続認定申請基準日が平成29年1月1日)の場合、「相続開始の日前3年以内に終了した各事業年度」は、平成25年8月1日以降に終了したH25.9月期、H26.9月期、H27.9月期を指します。これに贈与認定申請基準事業年度のH28.9月期の決算関係書類及び事業報告書も併せ、4期分を添付して下さい。

<添付書類7>申請会社が上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しない旨の誓約書

- ・申請会社が認定申請日に作成・発行した誓約書を添付してください。(様式自由)

作成イメージ

<p>誓約書</p>
<p>平成29年7月1日</p>
<p>●●県知事 殿</p>
<p>中国経済産業株式会社 代表取締役 中国 継男 法人 実印</p>
<p>中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定(施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合)の申請をするにあたり、当社は、被相続人に係る相続開始の日以後において、同法施行規則で規定する上場会社等又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。</p>
<p>[作成のポイント]</p> <ul style="list-style-type: none">○申請会社が誓約すること○施行規則第6条第1項第8号イの要件を満たしていることがわかること

<添付書類8>特別子会社・特定特別子会社に関する誓約書


- ・申請会社が認定申請日に作成・発行した誓約書を添付してください。(様式自由)

特別子会社がある場合

誓約書

平成29年7月1日

●●県知事 殿

中国経済産業株式会社
代表取締役 中国 継男 

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時以後において、下記に掲げる当社の特定特別子会社が同法施行規則で規定する上場会社等、大会社又は風俗営業会社のいずれにも該当しないことを誓約します。

記

中国経済物流株式会社（所在地：広島市中区上八丁堀6-30）
CHUGOKU Co.Ltd.（所在地：・・・）

[作成のポイント]


- 申請会社が誓約すること
- 施行規則第6条第1項第8号への要件を満たしていることがわかること
- 特別子会社が複数ある場合でも、要件を満たしていることについて1枚の誓約書にまとめて記載して構わない

特別子会社がない場合

誓約書

平成29年7月1日

●●県知事 殿

中国経済産業株式会社
代表取締役 中国 継男 

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定（施行規則第6条第1項第8号の事由に該当する場合）の申請をするにあたり、被相続人に係る相続開始の時以後において、当社には同法施行規則で規定する特別子会社がないことを誓約します。

<添付書類9>被相続人・経営承継相続人及びその親族の戸籍謄本等

- ・以下の手順に沿って必要書類を添付してください。
 - 【手順1】まず、以下の方の現在事項の戸籍謄本を添付してください。
 - ①被相続人（死亡による除籍謄本）
 - ②経営承継相続人
 - ③申請会社の議決権を有する親族全員
 - ④剰余金の配当等または損金不算入給与を受けた親族全員（施行規則第6条第2項の事業実態要件に該当することで認定の申請をする場合は不要）
 - 【手順2】次に、上記で添付した方がそれぞれ被相続人または経営承継相続人との親族等関係が明らかでない場合には、必要な改製原戸籍や別の親族の戸籍謄本などを添付してください。
 - 【手順3】一定の会社（同族関係者から5割超の議決権を保有される会社）が、申請会社の株式を保有する際には、当該一定の会社に関する以下の書類を添付して下さい。
（※このケースでは、申請会社の議決権を有する同族関係者に中国経済物流㈱という法人が記載されていますので、中国経済物流㈱に関する以下の書類が必要になります。）
 - 被相続人が代表者であった時（*）の時期の任意の日）の当該同族関係者（法人）株主名簿の写し（原本証明付き）
 - 相続開始の直前の当該同族関係者（法人）株主名簿の写し（原本証明付き）
 - 相続開始の時の当該同族関係者（法人）株主名簿の写し（原本証明付き）
 - 相続開始の前後の期間の記載のある当該同族関係者（法人）の登記事項証明書
 - 当該同族関係者（法人）の議決権を有する被相続人または経営承継相続人の親族の戸籍謄本等（【手順1】または【手順2】で添付した謄本以外のもの）
 - 【手順4】親族関係図（様式任意）を添付してください。

[注意]謄本等のコピー不可

<添付書類10>施行規則第16条第3項の確認書（任意）

- ・施行規則第16条第3項の確認書（施行規則第17条第1項または第2項の変更確認書を取得した場合はその変更確認書を含む）の交付を受けている場合には、その原本を添付してください。

<添付書類11>その他認定の参考となる書類

- ・申請の内容に応じて、添付書類1～10以外で認定の審査に必要な書類を提出していただく場合があります。

※ご郵送により申請いただく場合には、記載内容についての問い合わせ先の電話番号及びご担当者様のお名前を記したもの（送付状、名刺等）を必ず同封して下さい。

【参考】認定申請書（様式第8相続税納税猶予）の添付書類一覧表

添付書類	解説	チェック
認定申請書（写1）	添付書類0	
定款	添付書類1	
株主名簿（写）（代表者であった時）	添付書類2-①	
（相続の直前）	添付書類2-②	
（相続日）	添付書類2-③	
（認定申請基準日）	添付書類2-④	
登記事項証明書	添付書類3	
遺言書、または遺産分割協議書	添付書類4-①	
相続税の見込み額に関する書類	添付書類4-②	
従業員数証明書	添付書類5	
健康保険・厚生年金保険標準報酬月額決定通知書（写）	添付書類5	
決算書一式	添付書類6-①	
特定資産関係資料	添付書類6-①	
3年以上引き続いての事業実態が確認できる資料	添付書類6-②	
上場会社等又は風俗営業会社に該当しない旨の誓約書	添付書類7	
特別子会社に関する誓約書	添付書類8	
被相続人の除籍謄本	添付書類9	
経営承継相続人の戸籍謄本	添付書類9	
被相続人、経営承継相続人の同族関係者の戸籍謄本	添付書類9	
親族関係図	添付書類9	
施行規則第16条第3項の確認書	添付書類10	
その他参考資料	添付書類11	
※特別子会社の定款、登記事項証明書、株主名簿、従業員数証明書、決算書、特定資産関係資料など		